

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法令および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険資格に関する事務 ②国民健康保険料の賦課に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険の収納及び徴収に関する事務</p> <p>番号法第十九条第八号に基づく主務省令を基に、国民健康保険の事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<p>①国民健康保険システム ②中間サーバ ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>⑤医療保険者向け中間サーバ等 ⑥電子申請システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表 項番44 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(第24条) <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表 第69・70・71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表 第2・3・6・13・16・19・27・38・42・48・56・65・69・83・87・111・115・125・131・137・141・144・158・161・173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部医療保険室 保険管理課・資格給付課・保険料課
②所属長の役職名	保険管理課長・資格給付課長・保険料課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市民生活部医療保険室 保険管理課・資格給付課・保険料課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面における人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような具体的な対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 ・システム上で特定個人情報を含む資料を閲覧した場合、印刷の有無、保存場所、廃棄予定年を記録する運用を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリについては、施錠可能な書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度職員を含む。)に対して教育研修を実施しており、受講者全員の受講完了を確認することで、対象職員が漏れなく受講していることを担保している。また、特定個人情報を取り扱う業務についてはマニュアル化を行い、職員に注意事項を確実に理解させている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う変更であり、事前に提出する。
令和2年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う変更であり、事前に提出する。
令和2年11月1日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う変更であり、事前に提出する。
令和2年11月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	右記を追加	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に伴う変更であり、事前に提出する。
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	IV リスク対策 8. 監査 実地の有無	右記を追加	[○] 外部監査	事後	外部監査を実施しているため。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 (情報照会) 番号法第19条第7号	(情報提供) 番号法第19条第8号 (情報照会) 番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	番号法の別表第二を基に、国民健康保険の事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	副本の登録業務を、評価書に明記。
令和6年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	右記を追加	⑤医療保険者向け中間サーバー等 ⑥電子申請システム	事前	国保情報集約システムの更新にともない、システムの名称を明確化。
令和6年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 令和2年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和5年12月1日 時点	事前	
令和6年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和5年12月1日時点	事前	
令和6年1月4日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事前	結果により、重点項目評価書を廃止する。
令和6年1月4日	IV リスク対策 8. 監査	[○] 外部監査	[○] 内部監査	事前	基礎項目評価のみとなったため、監査方法を変更。
令和7年1月30日	I 関連情報 1. 法令上の根拠 ②事務の概要	番号法別表第二を基に	番号法第十九条第八号に基づく主務省令を基に	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第16条及び第24条) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表 項番44 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(第24条) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供)番号法第19条第8号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二 第42・43・44・45・121の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報照会)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表 第69・70・71の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表 第2・3・6・13・16・19・27・38・42・48・56・65・69・83・87・111・115・125・131・137・141・144・158・161・173の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月30日	IV リスク対策 ⑧ 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生させるリスクへの対策は十分か	右記を追加を追加	十分である	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生させるリスクへの対策は十分か 判断の根拠	右記を追加	人手が介在する局面における人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような具体的な対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 ・システム上で特定個人情報を含む資料を閲覧した場合、印刷の有無、保存場所、廃棄予定年を記録する運用を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリについては、施錠可能な書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	右記を追加	9) 従業員に対する教育・啓発	事後	様式改正に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	右記を追加	十分である	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	右記を追加	毎年度、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度職員を含む。)に対して教育研修を実施しており、受講者全員の受講完了を確認することで、対象職員が漏れなく受講していることを担保している。また、特定個人情報を取り扱う業務についてはマニュアル化を行い、職員に注意事項を確実に理解させている。 これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加